	請願文書表
受理年月日及 び番号	令和4年11月4日 第36号
件 名	(仮称) 宝生ハイツ建替え計画に関し、消防署と密 に連携しながら「防火用貯水槽」を設置するよう区 としても促し働きかけるよう求める請願
請願者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津敦子国府田久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

文京区本郷一丁目の(仮称)宝生ハイツ建替え計画を巡っては、「防火用貯水槽」の設置に関し、区の総務部危機管理室防災課長が「所管の本郷消防署に確認した限りではございますが、消防法の施行令上では、当該施設については義務となるものではないということで、消防用水は現時点では付けない方向で話が進んでいると聞いております」(令和4年9月13日災害対策調査特別委員会会議録速報版)とのことです。また、消防法施行令には一定規模以上の建築物について「消防用水」の設置義務がありますが、(仮称)宝生ハイツ建替え計画においては延べ床面積が設置義務基準に若干届かず、鈴木大助防災課長によれば「区として何か申し上げることはないのかと思っております」(同)とのことでした。

しかし、この建替え計画では建築物の高さは 69 メートルと、同施行令における設置義務基準の建築物の高さ「31 メートルを超え」の 2 倍以上もあることを踏まえれば、延べ床面積が若干基準に満たないことだけを以て「区として何か申し上げることはないのかと思っております」などという答弁は、全区民の安全・安心を担う区としての道義的責任を放棄していると言わざるを得ません。

しかも、この建築物は単なるマンションではなく、文京区が区の文化施設として存続を要望している「宝生能楽堂」と一体化したマンションであり、この文化施設を延焼から守る意味でも「防火用貯水槽」は不可欠と言えます。

当該建築物が文京区の「第一種文教地区」内で、隣接地には学校法人桜蔭学園桜蔭中学校高等学校があり、1400人を超える女子中高生が通うこと、最近の自然災害の規模が従来の想定を遥かに超えるものも目立つことなども考慮に入れれば、当該地が消防水利の不足地域でないとしても、あるに越したことはないと考えます。

そこで、区が消防署と密に連携・調整を取りながら、建築主や事業者に対して消防用水の設置について協力を依頼したり、要望や要請を行ったりするなど、粘り強く、そして諦めることなく設置を促すよう、区長に働きかけていただきたく貴議会に請願いたします。

## 請願事項

1 本郷一丁目の(仮称)宝生ハイツ建替え計画が高さ約69メートルの高層マンションであること、区として重要な文化施設である「宝生能楽堂」と一体化した建築物であること、「第一種文教地区」内にあり隣接地には1400人を超える女子中高生が通う学校があり、最近の自然災害の規模が従来の想定を遥かに超えるものであることなどを総合的に考慮し、たとえ当該地が消防水利の不足地域ではないにしても「防火用貯水槽」を設置するよう、消防署と密に連携・調整を取りながら、区として粘り強く、諦めることなく建築主や事業者に設置を促し働きかけてください。